

平成二十六年二月二十六日提出
質問第五二二号

外務省が保管するワインに関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

外務省が保管するワインに関する再質問主意書

平成二十三年十二月九日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七九第八五号）では、同年十一月三十日の時点で、外務本省用として飯倉別館において約五千本、在外公館においては約四万四千本のワインを保管していることが明らかにされている。また同年度に新たに購入されたワインは、同省本省で二十四本、在外公館用として約二万四千本であり、同期間に廃棄されたワインは、外務本省用ではなく、在外公館用では二本であることが明らかにされている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第二七号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、現時点で外務省が保管しているワインに関し、本省用として飯倉別館に約三千本、在外公館において約三万四千本と、その本数が明らかにされている。前文で触れた平成二十三年末の時点より、飯倉別館、在外公館においてそれぞれ約二千本、約一万本のワインが削減されているが、このようにワインの本数が削減された理由を明らかにされたい。

二 「前回答弁書」によると、飯倉別館、在外公館用として購入されたワインの本数は、平成二十四年度においてそれぞれ三百三十六本、約四万二千本、二十五年度（本年一月三十一日までの間）において二百五

十六本、約三万八千本であったことが明らかにされている。右の購入にかかった金額はいくらか、それぞれ明らかにされたい。

三 二で触れた本数もののワインが飯倉別館、在外公館において必要とされる根拠を示されたい。

四 二の購入されたワインに関し、国産、海外産のものはそれぞれ何本であるか、海外産のものは生産国もあわせて明らかにされたい。

五 「前回答弁書」によると、平成二十四年度は八十六本、二十五年度（本年一月三十一日までの間）には六本、在外公館用のワインが廃棄されていることが明らかにされている。右のワインの破棄がなされた在外公館名とその本数を全て示されたい。

六 五の在外公館においてワインが破棄された理由は何か。

七 五の在外公館においてワインが破棄されるにあたり、決裁書は作成されているか。されているのなら、それに署名をしている者の官職氏名を明らかにされたい。

八 「前回答弁書」では、「外務省が保管するワインについては適切に管理してきており、厳しい財政状況も踏まえて、引き続き適正に対処していく考えである。」との答弁がなされている。以前と比較すれば本

数は減ってきているものの、飯倉別館に約三千本、在外公館に約三万四千本ものワインが保管されていること、の合理的な理由はないと考えるが、外務省の見解如何。

右質問する。